破産手続廃止

平成２７年（フ）第１５３６号
北海道石狩市花川北１条２丁目151番地
破産者　株式会社ワールドクリエート
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４１号
東京都東大和市南街６丁目95番地の２ボン・ヴィラージュ202号
破産者　伊東　伸恭
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４１５号
川崎市川崎区下並木46番地１　川崎第二ダイヤモンドパレス102
破産者　京南住設株式会社
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
広島市西区三篠町１丁目11番１号
破産者　オオツカ園芸資材株式会社
1　決定年月日　平成28年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５７２号
東京都昭島市大神町１丁目２番22号
破産者　トータルエネルギーサービス株式会社
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６６３号
東京都町田市図師町1385番地イチバハイツＤ103
破産者　石丸　裕司
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７３２号
宮城県石巻市大街道北３丁目２番45号
破産者　アイエムエーコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７７７号
東京都八王子市諏訪町108番地３
破産者　株式会社ルート電子
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７７８号
東京都府中市若松町１丁目20番地の５グランドリド306
破産者　土井　富夫
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８２０号
東京都昭島市緑町５丁目11番23号ハイツもりたけ103号
破産者　片岡　　啓
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８５０号
東京都府中市四谷３丁目16番地の９斎賀方
破産者　中井由紀子
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０６５号
横浜市港北区鳥山町673番地１－７
破産者　有限会社正和木材店
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２１号
神奈川県小田原市桑原633番地の３
破産者　有限会社富士容器
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２８号
長野県佐久市原593番地１
破産者　有限会社原中央塗装
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第４５４号
静岡県浜松市中区萩丘４丁目22番14号
破産者　有限会社一臣工業
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
三重県名張市夏見1944番地中川原市営住宅Ｂ棟226号、前住所三重県名張市平尾3272番地
破産者　森本製麺所こと　森本　英治
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１０８９号
京都市伏見区下油掛町155番地、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区羽束師菱川町569番地29
破産者　長澤　花道
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２４４号
岡山県赤磐市桜が丘西１丁目７番４号グレースフル・レジデンスⅢ101号、開始決定時の住所岡山県赤磐市桜が丘東４丁目４番地556
破産者　竹本　武男
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８７号
岡山県総社市南溝手259－５、住民票上の住所岡山県総社市南溝手258番地
破産者　難波　和美
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６５号
長崎県長崎市伊王島町１丁目3274番地
破産者　株式会社平戸組
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３９６号
熊本県上益城郡山都町大平385番地
破産者　有限会社清和高原野菜市場
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係